

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 8 号)

答 申 第 8 号

平成19年11月13日

尼崎市長
白 井 文 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成19年7月13日付け尼再第5006号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成19年4月2日付け尼再第5093号の3による公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が平成19年4月2日付け尼再第5093号の3で行った不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）について、尼崎市情報公開条例第7条第3号に該当すると判断した部分を除き、開示すべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成19年3月16日付けで尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った「再開発施設管理体制等検討会議 中間報告書」（以下「中間報告書」という。）の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している中間報告書を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成19年4月2日に行った本件不開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している要旨は、次のとおりである。

異議申立人は「再開発施設管理体制等検討会議」（以下「検討会議」という。）の構成、議事資料、議事内容及び中間報告に強い関心をもっているが、その理由は再開発事業の失敗とその原因の究明のあり方に問題があると考えからである。

昨今、市政のあり方は、公開と住民参加・参画が常識となりつつあり、市財政の改革についても住民参加の懇話会の設置、会議の公開、中間段階でのパブリックコメントなどが実施されているが、この検討会議は、住民不参加であり、非公開である。さらに中間報告の開示請求に対する決定も不開示であれば、時代に逆行するといわざるをえない。開発事業の失敗を市民の目から覆い隠す従来型の市政から脱却し、中間報告の開示を速やかに決定して市民参加・参画により再開発事業の根本的再検討を強く期待する。

3 異議申立人の実施機関の不開示理由に対する意見

異議申立人は実施機関の不開示理由説明書に対し、上記主張に加えて意見を陳述しており、その要旨は次のとおりである。

不開示理由説明書によると、本件公文書は法人（（株）と（株））の経営に関する内部管理情報が含まれており、本件公文書を公開することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示処分を行ったとしているが、

（株）と（株）は一民間団体でなく、尼崎市を最大の株主とする第三セクターであり、その経営の失敗は市財政に影響を及ぼす可能性が高く、市民の利害にも波及した例は近隣市にも数多く見受けられる。そう考えれば、実施機関の不開示とする理由に比べて、本件公文書を公開することの方が、はるかに公共性が高いと考えられる。

また、本件公文書の開示請求に対しては全面不開示としておきながら、平成19年6月には「再

開発施設管理体制等検討会議・平成18年度報告」が作成され、「中間報告の概要」として議会に提出されている。この矛盾はどう説明するのか。さらには、不開示理由説明書には、検討会議の委員の氏名は、率直な意見を促し、意思決定の中立性を守るために公表していないとあるが、異議申立人は議会筋に公開した検討会議の委員の氏名とスケジュールを入手しており、この点においても不信感を抱いている。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の「不開示理由説明書」要旨及び意見聴取時の主張要旨は、次のとおりである。

1 条例第7条第3号に該当

本件公文書は法人（（株）と（株））の経営に関する内部管理情報が含まれており、本件公文書を公開することで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、条例第7条第3号に該当すると考える。

さらには、（株）と（株）は、本市の第三セクターでありながら株式会社でもあり、本件公文書には両社の統廃合も含めた管理体制の検討がされていることから、中間段階での公表については、会社に与える影響を考慮すると困難と判断する。

2 条例第7条第5号に該当

本件公文書は、検討会議における中間報告であり、会議は現在も最終報告に向けて審議、検討を行っている。検討会議には外部からも委員が加わっているが、個人名等は公表しておらず、その理由は率直な意見を促し、意思決定の中立性を守るためである。これらのことから、最終報告に向けた途中の段階を公にすることで、その後の検討過程における率直な意見交換や意思決定の中立性に影響を及ぼすおそれがあると判断した。

また、本件公文書には、具体的な数字で当該法人2社の内部管理情報を記載するとともに、2社のあり方の検討例として統合や解散を記載していることから、当該法人が管理する施設の入居者（住民、店舗の両方）に「管理会社が倒産してしまう」等の不安を抱かせることにもなりかねない。すなわち条例第7条第5号後段の「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」にも該当すると考える。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

本件不開示決定処分について、本件公文書が実施機関の主張のように、条例上の不開示情報（第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び第7条第5号「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」）に該当するかを、異議申立人が主張する「本件公文書を開示することにより市の説明責任を果たし、市政への市民参加・参画を推進する」という条例の目的（第1条「市政に関し市民に説明する責務が全う

されるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進める」と照らし合わせながら検討し、その適否を判断していくものとする。

2 条例第7条第3号アの該当性の判断

本件公文書と実施機関が議会に対し提供している「中間報告の概要」を比較すると、同一内容の記載が多く見受けられる。また、本件公文書には、いわゆる第三セクターの経営状況や財務処理についての一般論として記述しているところも少なくない。一方、部分的ではあるが、異議申立人が別に請求し部分開示された営業報告書等では記載のない法人の経営に関する内部管理情報と思われる記載も含まれている。

実施機関が「中間報告の概要」を議会に提供したのは、本件公文書の開示請求時期よりも以前であり、実施機関に確認したところ、提供の形式は、特に秘密扱いや部内限りと限定せず『公開』とのことであった。議会は地方公共団体の機関の一部を構成するものであるが、提供の形式が『公開』扱いである以上、議会に提供した同一内容の情報を一般市民から開示請求された場合は、条例の目的である「市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資すること」に鑑みてもその請求を拒むことはできないであろう。すなわち、議会に提供された公文書とは別の公文書であっても、少なくともその内容が同一である部分については、開示しなければならないと考える。

本件公文書に記載のある2法人は、異議申立人が指摘するように、一民間団体ではなく尼崎市を最大の株主とする第三セクターではあるが、株式会社である以上は「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と判断できる部分に限っては、不開示やむなしと考える。ただし、2法人の統廃合を含めた管理体制の検討がされていることから、中間段階での公表について会社に与える影響を考慮すると困難であると実施機関が主張している点については、本件公文書において2法人の統廃合や解散を記載している部分はあくまでも検討例であること、また2社が尼崎市の第三セクターであり市の説明責任を果たす意味からも、不開示にする理由を見出すことはできない。

以上のことから、条例第7条第3号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を理由として本件公文書の全部を不開示にすることはできない。当該法人の経営に関する内部管理情報、具体的には本件公文書11ページに記載の事業別売上げ情報のうち具体的な数字部分及び16～17ページに記載のある事業毎の収入情報のうち具体的な数字部分については、条例第7条第3号アに該当するため不開示とし、それ以外は開示すべきと判断する。

3 条例第7条第5号該当性の判断

実施機関は、検討会議には外部からも委員が加わっているが、率直な意見を促し、意思決定の中立性を守るため個人名等は公表しておらず、最終報告に向けた途中の段階を公にすることにより、その後の検討過程における率直な意見交換や意思決定の中立性に影響を及ぼすおそれがあるとしている。

一方、異議申立人は既に議会筋に公開された検討会議の委員の氏名とスケジュールを入手していることから、実施機関が主張する「個人名等は公表しておらず、その理由は率直な意見を促し、意思決定の中立性を守るため」は成り立たず、条例第7条第5号には当たらないと主張している。

そもそも条例第7条第5号に規定されている「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」は、委員氏名が公にされ、当該委員に対し圧力や働きかけがなされることが予想される場合に適用されるべきものと考えられる。しかし、当該検討会議については、委員の氏名等は公表されておらず、こうした圧力や働きかけは想定し得ないものである。

以上のことから、本審査委員会の判断としては、条例第7条第5号にいう「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を理由として、本件公文書を不開示とすることはできない。

なお、検討会議の構成員氏名の公表について、実施機関と異議申立人の主張に違いがあるが、本審査委員会では言及しないものとする。

また、実施機関は中間報告書には法人2社の具体的な数字をあげた内部管理情報の記載があるとともに、2社のあり方の検討例として統合や解散の記載があることから、当該法人が管理する施設の入居者に「管理会社が倒産してしまう」等の不安を抱かせることにもなりかねない。すなわち、条例第7条第5号後段「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」にも該当すると主張している。しかし、報告書の検討内容には、一般抽象的な第三セクターの経営状況やその管理方策についての選択肢を検討している部分も多く、こうした記述の限りでは、実施機関の言うおそれがあるとは言えず、また具体的に2社の管理方策について検討している部分についても、この検討会議の結果を踏まえ、市としての結論を出し、利害関係者はもとより市民全体に当然公表しなければならない情報であり、「情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにする」という条例の目的に照らすならば、むしろ利害関係者には中間段階から当該2社の厳しい経営状況を含めて積極的に情報提供し、市として説明責任を果たしていかなければならないものと考ええる。

よって、条例第7条第5号の後段部分「不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ」にも該当しないと判断する。

5 結論

上記の理由により、「第1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 7月13日	・ 諮問書を受理
平成19年 8月21日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成19年 9月 7日	・ 審議
平成19年10月 4日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成19年10月23日	・ 審議
平成19年11月13日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授	